

外貨当座勘定規定

1 【払い戻し】

- (1) この外貨当座勘定については、当行は小切手・手形を発行しません。
- (2) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して、提出してください。ただし、当行がキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の払い戻しに応じることができ、この取り扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (3) 前項の払い戻しの手続に加え、当該預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行わないことがあります。

2 【利息】

この預金には、利息をつけません。

3 【手数料】

この預金の預け入れ・払い戻し等を行う場合には、預金者は当行所定の手数料を当行に支払うものとします。

4 【解約】

- (1) この外貨当座勘定を解約する場合には、届出の印章を当店に持参のうえ、その旨を申出てください。ただし、当行がキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱により損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (2) 次の①から⑥までの一つにでも該当した場合には、当行はこの外貨当座勘定取引を停止し、または預金者に通知することによりこの外貨当座勘定を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、外貨当座勘定が解約されたものとします。
 - ① この外貨当座勘定の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの外貨当座勘定が名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が外貨預金共通規定10(1)に違反したとき
 - ③ この外貨当座勘定が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記4の2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ 後記4の2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (3) この外貨当座勘定が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつこ

の預金の残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの外貨当座勘定取引を停止し、または預金者に通知することによりこの外貨当座勘定を解約できるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

- (4) 前記(2)および(3)によりこの外貨当座勘定が解約され残高がある場合、またはこの外貨当座勘定取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、当行所定の書面に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。この場合においても、外貨預金共通規定は適用されるものとします。

4の2【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

5【外貨預金共通規定の適用】

この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取り扱います。

6【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項その他の条件および前記4(3)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2023年11月1日現在)